

バイオマスタウン形成促進支援調査事業（拡充）

【260（179）百万円】

対策のポイント

農村地域におけるバイオ燃料等を含めたバイオマス利活用技術の導入等により、バイオマスタウンの実現を支援します。

（バイオマスとは）

「バイオマス」は動植物から生まれた再生可能な有機性資源です。代表的なものに家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらがあります。

（バイオマスタウンとは）

バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的な利用システムを有する市町村のことです。

（バイオ燃料とは）

植物や植物から作られる食品等を原料として製造されるバイオエタノール・バイオディーゼル燃料等の燃料のことです。

政策目標

平成22年度までにバイオマスタウンを300程度構築

平成23年度までに国産バイオ燃料を単年度5万k 生産

< 内容 >

1．バイオマス利活用システム技術情報の提供

バイオマスの利活用の検討に必要な変換施設等の技術詳細情報・動向情報、地域条件に応じた利活用システム検討情報の提供を行います。

2．農村地域に適した経済的な小規模バイオマス変換システムの実証、普及

既存の農業集落排水施設等と連携して、メタン発酵あるいは木質ガス化利活用を図る小規模一体型システムの開発等を行います。

バイオ燃料製造等の工程から発生する発酵残さの利用・処理方法の検討を行います。

メタン発酵施設との一体型システム等とバイオ燃料製造施設の連携検討を行います。

3．地域における人材の育成

バイオマスタウン構想あるいはバイオマス利活用施設整備計画等の作成を担う地域の人材を育成するための研修等を実施します。

4．バイオ燃料事業実施地区等のバイオマス利活用地区への支援

市町村等の要請に基づき、新技術等に対する客観評価の実施、円滑な事業運営のための改善計画の検討等、技術的なフォローアップを実施します。

上記事業実施内容等を踏まえ、バイオマスタウン形成の加速化、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大へ向けシンポジウム等による技術成果の普及等を実施します。

< 事業実施主体等 >

1．事業実施主体 民間団体

2．補助率 定額

3．事業実施期間 平成18年度～平成23年度

[担当課：農村振興局整備部地域整備課（03 - 3502 - 6338（直））]